小値賀町議会第四回定例会　（第二日目）

一、出席議員　十二名

| | |
|---|---|
| 一番 | 加山雅徳 |
| 二番 | 土川重佳 |
| 三番 | 小辻隆治郎 |
| 四番 | 浦英明 |
| 五番 | 末永一朗 |
| 六番 | 松永勇治 |
| 七番 | 岩坪義光 |
| 八番 | 伊藤忠之 |
| 九番 | 横山弘蔵 |
| 十番 | 立石隆教 |
| 十一番 | 黒崎政美 |
| 十二番 | 近藤一輝 |

二、欠席議員　　なし

三、地方自治法第百二十一条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

| | |
|---|---|
| 町長 | 山田憲道 |
| 助役 | 三浦清敏 |
| 収入役 | 神川清 |
| 教育長 | 巖充也 |
| 総務課長 | 大黒泰三 |
| 住民課長 | 谷良一 |
| 農林課長 | 中谷功 |
| 水産商工課長 | 筒井英敏 |
| 建設課長 | 中村敏章 |
| 税務課長 | 西村久之 |
| 診療所事務長 | 吉元勝信 |
| 空港管理事務所長 | 平野久之 |
| 教育次長 | 西浩三 |
| 農業委員会事務局長 | 福田等 |
| 保育所長 | 松永一誠 |

四、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議会事務局長　升水裕司
議会事務局書記　松永清美

五、議事日程

別紙のとおりである。

# 議　事　日　程

小値賀町議会第四回定例会
平成十五年十二月十九日（金曜日）　午前九時三十分　開　議

第　一　会議録署名議員指名（伊藤忠之議員・横山弘蔵議員）
第　二　議案第七十号　平成十五年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第二号）
第　三　議案第七十一号　平成十五年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第二号）
第　四　議案第七十二号　平成十五年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算（第一号）
第　五　議案第七十三号　平成十五年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第二号）
第　六　発議第二十号　小値賀町が佐世保市・宇久町と合併することの意思を問う住民投票条例案
第　七　発議第二十一号　専決処分事項の指定について
第　八　発議第二十二号　総務文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査（審査）について
第　九　発議第二十三号　産業建設常任委員会の閉会中の継続調査（審査）について
第　十　発議第二十四号　議会運営委員会の閉会中の継続調査（審査）について

## 追　加　議　事　日　程

第　十一　小値賀町が合併せずに単独でいくことの表決についての動議

**午前九時三十分開議**

**議長（近藤一輝）**　ただいまの出席議員は、十二名です。

定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。

**日程第一、会議録署名議員の指名を行います。**

会議録署名議員は、会議規則第百十八条の規定によって、八番・伊藤忠之議員、九番・横山弘蔵議員を指名します。

**日程第二、議案第七十号、平成十五年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第二号）を議題とします。**

局長に議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

**議長（近藤一輝）**　本案について提案理由の説明を求めます。

**建設課長（中村敏章）**　議案第七十号、平成十五年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第二号）の提案理由をご説明いたします。

この度の補正は、歳入歳出予算の変更はありませんで、人件費の減額補正、工事請負費、公課費の増額が主なものでございます。

それでは、説明書四頁より補正予算の概要をご説明いたします。

歳出だけの補正予算でございますが、一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費では、給与改定に伴う人件費の減額補正、十三節・委託料四十四万円の減額補正、十五節・工事請負費の五十万円の増額補正は、配水管移設工事の岩盤掘削によるものでございます。十八節・備品購入費の増額は、前方地区の送水ポンプが、カバーの腐食で漏水によりショートしたため、ポンプの購入費でございます。三目、二十七節・公課費の増額補正は、平成十五年度消費税の中間申告分の計上でございます。一項・総務管理費の補正後の総額を六千四百十九万六千円としております。

四款・予備費で三十七万八千円を減額し、予備費総額を百三万九千円といたしました。

補正後の小値賀町簡易水道事業特別会計歳入歳出予算総額は、一億一千百三十万二千円で補正前と変わりません。
以上で説明を終わります。
よろしくご審議のほどお願いいたします。
**議長（近藤一輝）**　これで提案理由の説明を終わります。
これから質疑を行います。
第一表『歳入歳出予算補正』について、歳出から順番に款を追ってご質疑願います。
第一款・総　務　費
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
**議長（近藤一輝）**　第四款・予　備　費
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
**議長（近藤一輝）**　これから歳出全般について、ご質疑願います。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
**議長（近藤一輝）**　質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）
**議長（近藤一輝）**　討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから、議案第七十号、平成十五年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第二号）を採決します。
おはかりします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　異議なしと認めます。
したがって、議案第七十号、平成十五年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第二号）は、原案のとおり可決されました。

**日程第三、議案第七十一号、平成十五年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第二号）を議題とします。**
局長に議案を朗読させます。
（事務局長朗読）
**議長（近藤一輝）**　本案について提案理由の説明を求めます。
**建設課長（中村敏章）**　議案第七十一号、平成十五年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第二号）の提案理由をご説明いたします。
この度の補正の主なものは、農業集落排水事業で当初予定されていた、単独管渠工事の減工事による事業費の減額補正でございます。第一表『歳入歳出予算補正』に示しますとおり、既定の歳入歳出予算にそれぞれ九百三十万円を減額し、予算総額を六億二千七百九十三万五千円とするものでございます。
それでは、補正予算の内容を説明書の事項別明細書により、七頁歳入よりご説明いたします。
四款、一項、一目・一般会計繰入金を二百五十万円減額し、補正後の一般会計繰入金は八千七百五十万円となります。
六款、一項、一目・雑入は消費税還付金でございますが、四百四十万円増額補正し、補正後の雑入は一千九百九十万円となります。
七款、一項、一目・下水道事業債を一千百二十万円減額し、補正後の下水道事業債は三億五千七百四十万円となります。
歳出では、一款・総務費、一項・総務管理費は、給与改定に伴う人件費の減額補正と、公課費の追加補正が主なもので、五百七万五千円の増額補正でございます。一項・総務管理費の補正後の総額を二千八百十三万六千円としております。
二款、一項、二目・農業集落排水事業費、十三節・委託料の減額補正は、単独分実績精算による減額でございます。十五節・工事請負費の補正は、単独管渠工事の減工による減額補正でございます。二款、一項、三目・公共下水道事業費は、笛吹地区の下水道でございますが、十一節・需用費を二十三万三千円増額し、十三節・委託料を六万七千円増額するものでご

ざいます。二款、一項・施設整備費の補正後の総額を五億四千四百八万九千円としております。
四款、一項、一目・予備費を九十六万四千円減額し、予備費総額を二十五万円とし、補正後の小値賀町下水道事業特別会計歳入歳出予算総額を、六億二千七百九十三万五千円といたしました。
以上で説明を終わります。
よろしくご審議のほど、お願いいたします。
**議長（近藤一輝）**　これで提案理由の説明を終わります。
これから質疑を行います。
第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。
第四款・繰　入　金
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
**議長（近藤一輝）**　第六款・諸　収　入
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
**議長（近藤一輝）**　第七款・町　　債
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
**議長（近藤一輝）**　歳出に移ります。
第一款・総　務　費
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
**議長（近藤一輝）**　第二款・施設整備費
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
**議長（近藤一輝）**　第四款・予　備　費
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
**議長（近藤一輝）**　これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　質疑なしと認めます。
次に、第二表『地方債補正』についてご質疑願います。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
**議長（近藤一輝）**　質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）
**議長（近藤一輝）**　討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから、議案第七十一号、平成十五年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第二号）を採決します。
おはかりします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
**議長（近藤一輝）**　異議なしと認めます。
したがって、議案第七十一号、平成十五年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第二号）は、原案のとおり可決されました。

**日程第四、議案第七十二号、平成十五年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算（第一号）を議題とします。**
局長に議案を朗読させます。
（事務局長朗読）
**議長（近藤一輝）**　本案について提案理由の説明を求めます。
**水産商工課長（筒井英敏）**　議案第七十二号、平成十五年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算（第一号）につきまして、水産商工課長

提案理由をご説明いたします。

この度の補正予算は、国・県補助金の歳入面の見直しと、給与条例改正等による人件費の減、また、はまゆう・さいかい両航路運航経費の予算措置を行うもので、既定の予算から歳入歳出それぞれ百三十一万九千円増額して、予算総額を六千七百六十一万九千円といたしております。

事項別明細書により、内容をご説明いたします。

七頁をお開き下さい。

まず、歳入面では、第二款・国庫支出金、第一項・国庫補助金、一目・渡船事業費国庫補助金九十二万八千円の増額ですが、九州運輸局の補助航路監査算定に基づき、今回の見直しを行い、はまゆう分六十一万五千円、さいかい分三十一万三千円を増額いたしました。

第三款・県支出金、第一項・県補助金、一目・渡船事業費県補助金十九万円の増額につきましても、国庫補助金と同様の算定方式により、はまゆう分十三万四千円、さいかい分五万六千円の増額をいたしました。

第四款・繰入金、第一項・一般会計繰入金、一目・一般会計繰入金を五百万円減額いたしました。

第五款・繰越金、第一項・繰越金、一目・繰越金で前年度繰越金として五百二十万一千円を増額し、繰越金総額を五百九十五万一千円といたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

第一款・渡船事業費、第一項・渡船管理費、一目・渡船総務費で四十五万三千円の減額でございますが、給与条例改正等による人件費の減、以下、はまゆう運航費から各項においても同様の人件費の補正につきましては、主に給与改定に伴うものでございますので説明を省略させていただきます。二目・はまゆう運航費九十九万五千円の増は、七節・賃金で、職員の結婚長期休暇に伴う臨時職員及び賃金見直しによる十一万三千円の増、十一節・需用費の百十一万二千円は、左舷側ターボの入替等、高額の修理を要するための増額でございます。十四節・使用料及び賃借料六万円の増は、左舷側修理に伴う緊急ドッグ入りに伴う代船借上料でございます。三目・さいかい運航費五万円の増は、七節・賃金では、はまゆう運航費と同様でございます。十一節・需用費は、柳地区の下水道工事完成に伴う柳待合所の接続にかかる費用でございます。

第三款・予備費につきましては、七十二万七千円を増額し、予備費総額を百十二万円といたしております。

以上で提案理由をご説明いたしました。
ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。
**議長（近藤一輝）**　これで提案理由の説明を終わります。
これから質疑を行います。
第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。
第二款・国庫支出金
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
**議長（近藤一輝）**　第三款・県支出金
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
**議長（近藤一輝）**　第四款・繰入金
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
**議長（近藤一輝）**　第五款・繰越金
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
**議長（近藤一輝）**　歳出に移ります。
第一款・渡船事業費
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
**議長（近藤一輝）**　第三款・予備費
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
**議長（近藤一輝）**　これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。
**六番（松永勇治）**　八頁、二目・はまゆう運航費でですね、これ、些細なことでございますけれども、賃金が当初予算でですね、百三十八万三千円上がっとります。それに対して十一万三千円の今回の補正と、それから十一節の需用費のですね、修繕料の内容をお知らせ願います。
**議長（近藤一輝）**　水産商工課長　松永議員

**水産商工課長（筒井英敏）**　ご説明いたします。
「はまゆう」のとこで七節の賃金でございますけども、先ほどご説明申し上げましたところの、職員の結婚ですね、結婚休暇、長期休暇でちょっと海外の方に出かけましたので、その分が四万六千円、それから賃金見直しによる分が七万三千円でございます。
それと需用費のとこの修繕料でございますけども、これがクーラーのコンプレッサーの修理、それから左舷側ターボの、これ加吸器でございますけども、それが悪くなりまして、それの取り替え、それから右舷側の燃料ポンプが、燃料は送るんですけども、油が漏れまして運航に支障をきたすということで、これの取り替え、それから先ほど緊急ドック入りをいたしましたということでご説明しましたけども、その左舷側の方の修理のための経費でございます。
**議長（近藤一輝）**　ほかに質疑はありませんか。
**五番（末永一朗）**　「はまゆう」のですね、時間帯をあと五分ぐらい早よするわけにはいかんてっしょかね、何かもう全速で走りよるけんかやっぱり修理もそういうふうに故障する分も出てくっちゃなかろかいって思うってすたいな、
そいけん、あと時間ば五分早よすれば、あんまりそげん早よ走らんでもよかっちゃなかろかいっち思うってすね、
そういうとこの指導はなされんもんですか、お願いします。
**議長（近藤一輝）**　末永議員に注意をいたしますが、本予算書についての「質疑」ということで今許可をしております。
その件についてはですよ、担当と別個直接ですね、ご協議願えたらというふうに思います。
**五番（末永一朗）**　はい、解かりました。失礼しました。
**議長（近藤一輝）**　ほかに質疑はありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
**議長（近藤一輝）**　質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）

末永議員

**議長（近藤一輝）**　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第七十二号、平成十五年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算（第一号）を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　異議なしと認めます。

したがって、議案第七十二号、平成十五年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算（第一号）は、原案のとおり可決されました。

**日程第五、議案第七十三号、平成十五年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第二号）を議題とします。**

局長に議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

**議長（近藤一輝）**　本案について提案理由の説明を求めます。

**診療所事務長（吉元勝信）**　議案第七十三号、平成十五年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第二号）の提案理由を説明いたします。

この度の予算補正は、診療収入の増加に係る歳入増額及び医師一名減と職員異動、並びに給与条例改定による人件費の減額、並びに医業費に係る薬品等の購入費増額が主なものでございます。

第一条は、第一表『歳入歳出予算補正』に示しますとおり、既定の予算に歳入歳出それぞれ四百十万円を追加し、補正後の総額を四億一千七百九十万円とするものでございます。

それでは、説明書事項別明細書の七頁より、補正予算の概要をご説明いたします。

歳入では、一款・診療収入、一項・入院収入、一目・国民健康保険診療収入を二百万円増額、二目・社会保険診療報酬収入を六十万円減額、三目・老人保健診療報酬収入を一千万円増額、四目・一部負担金を百五十万円増額し、一項・入院収入

全体を一千二百九十万円増額して、補正後の総額を六千四百二十六万一千円といたしております。また、二項・外来収入では、一目・国民健康保険診療収入を五百万円増額、五目・その他の診療報酬収入を二百五十万円減額し、二項・外来収入を二百五十万円増額して、補正後の総額を二億九千八十七万八千円とし、一款・診療収入の総額を三億五千五百十三万九千円といたすものです。これらの主な要因といたしましては、社会保険本人の自己負担率の改定や近年の患者の傾向を勘案して当初予算をある程度抑えながら運営を計画していた訳でございますが、七月から十月上旬にかけまして入院がほぼ満床の状況というのが続きまして、診療収入に大幅な上昇が見込まれたものです。しかしながら、ご存知のように医師が五月から一名減少になっておりますので、例年行っておりました施設健診（半日ドック）等が当初の計画通りにできませんでしたので、外来その他の診療報酬については減額をいたしております。

四款・繰入金、一項・他会計繰入金、二目・一般会計繰入金を九百八十万円減額して、一項・他会計繰入金の補正後の総額を四千七百八十万円にいたしております。これは、県の「離島医師確保補助金」が医師一名減少したことによりまして、百八十万円が削減されることと、診療報酬の伸びと、人件費の減額で財源補填的な部分の繰入金を八百万円減額いたしております。

六款・諸収入、二項・雑入、二目・雑入を百五十万円減額して、補正後の総額を百七十二万一千円にいたしております。これは、個人負担の衛生材料費が極端に減少しておりますので、そのことによりまして減額をいたしました。

次に歳出では、一款・総務費、一項・施設管理費、一目・一般管理費は、人件費他で二千百二十九万八千円の減額補正でございますが、二節から四節につきましては、川上医師が退職されてから各方面で医師の補充のために、求人や募集の相談を行ってまいりましたが、年度途中であることからなかなか見つからない状況によりまして、一名欠員中の五月から十二月までの医師人件費を減額いたしております。

なお、引き続き早急な補充が必要と考えておりますので、一月から三月分はすぐ対応できるようにそのまま残しております。その他には、人事異動と人事院勧告による給与条例の改定によるものでございます。八節・報償費の七万一千円増額は、診療応援にかかる医師診療謝礼の増額でございます。年末から年始にかけまして診療応援を計画いたしております。十四節・使用料及び賃借料の五十万円減額は、在宅酸素利用に伴う医療用酸素濃縮器の賃借料の減少です。昨年度は六件の利用でしたが、今年度は現在まで二件の利用の状況です。十九節・負担金補助及び交付金の百万円減額は、医師一名体制のため

に上五島病院からの定期的な診療応援を計画いたしておりましたが、上五島病院も中堅医師の十分な確保が難しいとの理由で、肝臓・泌尿器科、そういったものの月一回の特殊外来しか対応ができないという、そういう返事をいただいておりますので、今回減額をし、一項・施設管理費の補正後の総額を一億八千百九十五万三千円といたしました。また、二項・研究研修費、一目・研究研修費、九節・旅費の十万円増額につきましては、看護師一名の長期研修と医師の指導医講習等に係る旅費を計上いたしております。

二款、一項・医業費、二目・医薬衛生材料費で、十一節・需用費二千五百八十万円の増額計上は、診療報酬の伸びに伴います医薬品及び検査材料費の増額が主な要因でございます。前期だけの診療報酬収入の項目別実績比較で、調剤費及び注射費で約一千四百万円伸びておりまして、これらの要因で薬品代を二千四百九十四万円増額、また、糖尿病関連のＡＩＣ検査や尿中アルブミン検査が自前でできるようになりましたので、これらの試薬等を百五十六万円増額、衛生材料費は自費分が減少しておりますので七十万円減額いたしています。十二節・役務費では、医師一名体制で胃カメラや大腸がん検査が減少して組織検査が少なくなっておりますので、これらによりまして外注検査が減少しておりますので、検査料を二百万円減額いたしました。三目・寝具費、十一節・需用費で五万円の増額補正は、医師応援や入院患者の増加によりまして、リネン関係消耗品に不足が生じております。二項・給食費、十一節・需用費で十万円の増額は、現在、一食単価を切り詰めてはおりますが、入院患者の増加に伴いまして給食の材料費に不足が生じることが予想されますので、今回補正を行うものです。

四款、一項、一目・予備費を百三十四万八千円増額し、予備費総額を二百三十八万円にいたしております。

総務費と医業費の約〇・六％ということになりますが、運営の経費節減を図りながら、これにより施設の維持費、並びに医業費等運営上の特殊事情について対応をいたしたいというふうに考えております。

以上で、平成十五年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第二号）に係る補正予算の概要を説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、お願いいたします。

**議長（近藤一輝）**　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第一款・診 療 収 入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　第四款・繰　入　金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　第六款・諸　収　入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　歳出に移ります。

第一款・総　務　費

立 石 議 員

**十番（立石隆教）**　二項、一目の研究研修費でございますが、先ほど説明で、九節の旅費の部分が看護師と医師の研修ということでございますが、看護師の研修等につきましては、議会の総務委員会でも何べんもですね、看護師の質を高めるということの努力をするように申してたところでありますけれども、これは短期なんでしょうか、まさか長期ではないなあと思ってるんですけども、内容についてもう少し説明をして下さい。

**議長（近藤一輝）**　診療所事務長

**診療所事務長（吉元勝信）**　お答えいたします。

看護婦の研修につきましては、今年の四月に採用されました前田沙織看護師を上五島病院の方に研修に行かせたいというふうに考えております。

それで期間については、まだ未定ではありますが、二ヶ月程度を目途に研修に出したいというふうに思っております。

内容につきましては、診療所に勤務してからまだ九ヶ月でありますので、いろんな技術面の向上とか、そういう部分を当面していきたいというふうに思っております。

**議長（近藤一輝）**　立 石 議 員

**十番（立石隆教）**　二ヶ月程度っていうことでございますけれども、これがどの程度のことを考えておられるのかなあと、いわゆる効果についてでございますけど…、

二ヶ月位でいいのかなという思いもあったりしますが、まあ二ヶ月程度でどれ位の研修になるのかなということも思った

りいたしますけど、その辺のところは、例えば六ヶ月なり一年なりという長期は今の診療所の体制からいって非常に難しい問題であろうかとは思いますが、どうせならもう少し長期っていうふうにも考えられるんですけど、その点はどのようにお考えになっているのかということを伺います。

**議長（近藤一輝）**　診療所事務長

**診療所事務長（吉元勝信）**　お答えいたします。

この件に関しましては、私単独で判断するわけにはまいりませんが、診療所の方向性といたしましては、そういう長期の研修、並びにその研修の中では診療所の目的に添った色んな研修、そういう方向性、目的をはっきりさせながらやっていかなければいけないというふうには考えておりますので、そこら辺は診療所のレベルアップにつながると思いますので、積極的に所長と、並びに町長、そこら辺で検討させていただきたいというふうに思います。

**議長（近藤一輝）**　ほかに質疑はありませんか。

伊藤議員

**八番（伊藤忠之）**　一項の施設管理費の、一目、十四節の使用料で、五十万減額の内容をご説明お願いします。

**議長（近藤一輝）**　診療所事務長

**診療所事務長（吉元勝信）**　お答えいたします。

この医療用在宅濃縮器と言いますのは、在宅で、例えば自宅に居ながら酸素吸入をして、ある程度家庭内の生活ができるようにするような装置を貸し出しするものでありますが、この分につきましては、診療報酬そういったものでも認められるわけですが、先ほども申しましたように昨年は六名という、そういう方が利用されております。

今年は、現在のところ二名ということで一応予算は倍額位とっておりましたけども、あと残りが四ヶ月程度ということでありますので、半分位減らしたらいいんじゃないかということで、五十万減額いたしております。

**議長（近藤一輝）**　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　第二款・医　業　費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　第四款・予　備　費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

**八番（伊藤忠之）**　医業費に関係しますのでお伺いしますが、現在、もう寒くなりましてインフルエンザが流行するような情報も入っております。

その件に関してインフルエンザの予防ワクチンの在庫はどのようになってるか、ご説明お願いします。

**議長（近藤一輝）**　診療所事務長

**診療所事務長（吉元勝信）**　お答えいたします。

診療所ではインフルエンザの予防接種のワクチン、そういったものは保管はいたしておりません。

現在は健康管理センター、並びに住民課の方でインフルエンザ予防接種を行っておりますので、そちらの方でワクチン、そういったものは準備してると思います。

それで、聞くところによりますと、ワクチン自体が長崎県自体も少ないそうで、健康管理センターの分は一応希望者の分は確保されてるということでございます。

**議長（近藤一輝）**　住民課長

**住民課長（谷　良一）**　インフルエンザのワクチンについては住民課の方がしておりますので、私の方が答えたいと思います。

先ほどから言ってますように、ワクチンの全国的な不足で小値賀町も心配したんですが、小値賀町の場合は、今日が最後の予備日の接種をする予定でありまして、昨年からしたら実数で、昨日の行政報告にもありましたが、約六百人位増えておりますが、ワクチンは十分に足りまして、反対に余りまして返還しているような状況でございます。

ということで、ワクチンは足りております。

**議長（近藤一輝）**　伊藤議員

**八番（伊藤忠之）**　ワクチンは十分に在庫があるということでありましたらですね、今から風邪が多分流行ると思いますので、できるだけ返還を長く延ばしていただければと、よろしくお願いします。

**議長（近藤一輝）**　住民課長

**住民課長（谷　良一）**　全国的に足りないということで、余ったら戻してほしいということで戻したわけですが、それでももちろん余裕はありますので、一応期間を決めてですね、申し込みをしておりましてその期間がもう終わっておりますので、まあ何人かの余裕はありますので、若しかという場合は十分対応できるワクチンは残っておりますので…、

そういうことでございます。

**議長（近藤一輝）**　ほかに質疑はありませんか。

**九番（横山弘蔵）**　横山議員

歳出のですね、一般管理費の二節・給料のところで、説明によりますとですね、一月から三月までの医師手当をですね、二名分の医師手当を保留したいということでありますが、町長に伺いますけども、今後のですね、医師確保の見通しについてお伺いしたいと思います。

**議長（近藤一輝）**　町　　長

**町長（山田憲道）**　お答えいたします。

先ほど二名というのは一月から二月までの二ヶ月間、河村女医さんに来ていただくように一応しております。

それから、四月からは離島医療センターの方に申し込みはいたしておりますが、何せ今回が初めての設立ということで、これにつきましてはどうなるか分かりませんので、一応、離島医療圏の方にお願いをいたしまして、もし人員がですね、揃いましたら上五島に方に内科医師を二名とっていただきまして、そのうちのですね、一名を小値賀に派遣していただくようなことでしております。

**議長（近藤一輝）**　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。
これから、議案第七十三号、平成十五年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第二号）を採決します。
おはかりします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
**議長（近藤一輝）**　異議なしと認めます。
したがって、議案第七十三号、平成十五年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第二号）は、原案のとおり可決されました。
しばらく休憩します。

―休憩　午前十時二十分―

**議長（近藤一輝）**　再開します。

―再開　午前十時三十一分―

**日程第六、発議第二十号、小値賀町が佐世保市・宇久町と合併することの意思を問う住民投票条例案を議題とします。**
局長に議案を朗読させます。
（事務局長朗読）
**議長（近藤一輝）**　本案について趣旨説明を求めます。
**六番（松永勇治）**　発議第二十号、「小値賀町が佐世保市・宇久町と合併することの意思を問う住民投票条例案」を提出するに当たり、提出の趣旨、並びに提案理由を申し上げます。
小値賀町の合併問題については、これまで議会は最重要課題として捉え、総務文教厚生常任委員会は財政・文教関係、また、産業建設常任委員会は生活部門、産業部門を担当、行政・財政全般にわたって集中的な調査を始め、両委員会による調査研究報告書が、平成十三年三月末に議長へ提出されたのを受けて、この問題を専門的に審議・研究するため、「岐路に立つ小値賀を考える特別委員会」を平成十三年六月設置して以来、約九ヶ月にわたり、市町村合併を中心に係る財政問題、

行政システム、国の合併支援策、地方分権と地方自治の問題など、幅広い調査研究・審議を行い、平成十三年十一月に「市町村合併に関する調査の中間報告」が、当特別委員から提出され、平成十四年三月招集された第一回定例会において特別委員会最終報告がなされ、この問題について真摯に取り組んでまいりましたが、議会として意見・意思がまとまらない、町長が住民投票条例を制定して住民の意向を確認する考えがない、結論がでない現状のままでは住民ニーズが多様化し、住民から行政・議会の対応能力が指摘される中で、間接民主主義を補完するものとして住民参加の重要性が認識され、重要な問題について直接住民全体の意見を聞く、住民投票が各地で行われております。

合併に対する是非は拮抗し、合併問題について町民の関心が高まっており、町民の意思、意見を確認するため、「小値賀町が佐世保市・宇久町と合併することの意思を問う住民投票条例」を制定し、民意を明らかにするため、地方自治法第百十二条及び小値賀町議会会議規則第十四条の規定により、本条例案を提出するものであります。

以上、条例制定についての趣旨、並びに提案理由を申し上げました。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますよう、お願い申し上げます。

これで提案理由の説明を終わります。

**議長（近藤一輝）** これで趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

**八番（伊藤忠之）** ただ今、提出者の松永議員の提案理由の中で、「住民ニーズが多様化し、行政・議会の対応能力が指摘され」とありますが、どのような指摘があるのか、もしも声があればお聞かせ願いたいと思います。

伊藤議員

**議長（近藤一輝）** 松永議員

**六番（松永勇治）** 先ほど、提案理由の趣旨、理由の中でも申し上げましたとおり、議会としてはですね、そういうに早くからこの問題について私達先輩議員がですよ、一生懸命いろいろ研究されてこられましたけれども、他所の町村ではもう今新聞紙上で報道されておりますようにですね、あいうふうに「合併する・しない」をはっきりとしてですよ、そして今何処と枠組みをとるかと、枠組みをとる中でまた色々な問題が出てきとりますけれども、そうした情報を住民が知っとってですね、やっぱり小値賀町はまだ合併するとか・しないかも決めていない、どうしてるのかと、いうことがよく聴かれます。

まあ直接私達には言いませんけれども、そういうな声が上がっていることは確かだと私も確認しておりますので、そういうふうに申し上げたわけでございます。

以上です。

**議長（近藤一輝）**　ほかに質疑はありませんか。

**十番（立石隆教）**　ただ今の提出議員のご発言でございますけれども、議会において態度がしっかりとできていないということでありますが、実は議員の中においても、例えば、いろんな理由で現状の態度をとってるというところがあるわけですね、で、それを同じように全部をひっくるめて捉えると問題が生じる、例えば、新しく選挙で選ばれた時点において、この合併問題について例えば任意合併協議会を継続するということについての、その時の議員の意向はどうであったかということについては、「任意合併協議会は継続すべし」という方向にあったと、いうのは事実です。それをもって、「じゃあ合併をしよう」ということかということではない、っていうのはご承知のとおりであります。

で、その後、今度は任意合併協議会を継続していく中で、その任意合併協議会の次にあるのは法定合併協議会であります。法定合併協議会においては公式の議会において、つまり本会議において議決を必要とするので、その時に、はっきりするわけであります。

したがいまして、本会議において議会の意思を問うということは、未だかつてになかったというふうに思います。

したがってですね、それをやっていないから議会の意思が拮抗してるのであるとか、或いは決めきらないのであるとか、っていうようなことは実は私は間違ってるというふうに考えます。

それであれば、早く公式の本会議の場でそういうふうに数字を出そうではありませんかと、言うべきであります。

しかしながら、私は個人的には法定合併協議会に入るかどうかという議論の時に、議会おいての意思がある程度一つの段階として出てくるなあと、いうふうに考えておりました。

しかし、それだからと言って、法定合併協議会に入るということを議会で議決したからと言って、「じゃあ合併をすべし」というふうにそれで組めるのかというと、「法定合併協議会までは入るべし」、しかしながら「合併はクエスションマーク」という議員もおるかも知れない、ということにおきましてはですね、まだ『決』をとっていないということであります。

そのことを、ご理解を、私は提出者にはいただきたいなというふうに思います。

立石議員

それから、もう一つはですね、民主主義の原則でありますが、最終的に意思決定するのは議論をし、色んなところで情報を収集し、分析し、そして議会の中でみんなの意見を集約しようという努力は十分になされた上でならば、最終的には多数決の原理がそこに発生するんだということはご承知のとおりであります。

で、そういうことになりますとね、最終的には表決なんです、がしがし、表決ということをしてないのに「議会の意思がない」って言うのは私はちょっと当らないのではないかと、ただ状況の、流れの中で、こういう状況になったんだということでありますから、対応能力等に疑問が生じてると、これは私は議会の流れを知らない人の言うことであって、それをもって、この提案理由に上げるということは間違ってると思いますが、提出者のご意見を伺います。

**議長（近藤一輝）**　松永議員

**六番（松永勇治）**　ただ今、立石議員からのご指摘はごもっともだと思うわけでございますけれども、とにかくこの問題に入ってからですね、私達は今一年生で今入って来たばかりでございますけれども、経過を見ますと、非常に議会そのものがもう少し今まで、私も議員ですけれども、こういうことについての認識はあるでしょうけれども、遅れがあるんじゃないかと、そして何回も全協を開いてもですよ、今のような状況の中では、これは到底、もう特例法がそこに来ている、時間がない時にですね、今のようなことじゃどうにもならないという考えをもちましたし、また任協も脱退して法定合併協議会を設置するあれもない、ということになりますとですね、もうこれより方法はないのじゃないかということで提案したわけでございます。

それとですね、おっしゃるとおりですね、住民投票を行うに当りましてはですね、なかなか条件整備をいたしまして、皆さんにですね、情報を与えたりですね、その説明、議会等で論議を十分に行ない、また住民にもそうした成熟度を高めてもらってですね、条件整備をするのが本当でございますでしょうけれども、これは条例制定がもしされますとですね、いろいろ説明もして行かなければならないし、これは真剣に考えてですね、住民に対して説明をしていくと、いうふうなことでございまして、私の発案といたしましては、今のようなことでは何度も申し上げますけども、議会としてやっぱり私達は少し住民のためにですね、思い切った、こうした住民の意識を確認するためのですね、やっぱり活動をしなければならないというふうに考えまして、そういうなことで提案したわけでございます。

**議長（近藤一輝）**　伊藤議員

**八番（伊藤忠之）**　ただ今の、行政、また議会の能力が指摘されということであればですね、その中で情報不足が言われております。そういう情報不足が指摘されるなら、なお更、今度は一つの案として、住民の代表を選んでですね、その住民の代表で徹底的に討論させて、その結果を我々議会議員が参考にする方法も一つはあるのではないかと、単に「時間がない・時間がない」と言うなら、どうせ時間がないなら、住民の代表を選んでですね、そこで討論をしてその結果を我々議員が参考にしながらやるべき方法も一つはあるのではないかと…、

急に今急いで「イエス」か「ノー」かを結論を出すとじゃなくてですね、その方がよっぽど住民投票になるのではないかと思いますけども、住民の代表を選んで討論させる場を設ける、その意見に対してはどのように考えておられますか。

**議長（近藤一輝）**　松永議員

**六番（松永勇治）**　ただ今、伊藤議員のご指摘のことにつきましてはですね、この前、住民発議による「小値賀を考える会」がですね、そうした動きをしております。

そして私達が議会として住民代表を選ぶということは、これは出来ないと私は思うわけですね、

ですから今日、私がここで提案いたしまして、もし出来ない場合はですね、これは住民が立ち上がるのかどうか、これは私は分かりませんけども、今、一回の合併協議会を設置するということにつきましては、今、「小値賀の合併を考える会」が、中村代表ですか、やっておりますので、それと両方に併せてですね、住民の気持ちで自分達が合併するような運動と言いますか、そういうな住民の気持ちをですね、で、住民がやるという方法もございますので、これ私は議会に対しての提案をしたわけでございますので、そのことにつきましては住民の代表を皆さんがやるのか、やらないのか…、

そのようなことも考えております。

以上でございます。

**議長（近藤一輝）**　立石議員

**十番（立石隆教）**　先ほどの提案理由の中で、小値賀町議会の前回のメンバーにおけるところの、この合併問題に対する流れというものを説明していただきました。

で、その中で、もちろん行政は継続ですから、当然それは繋がってますよという意味でおっしゃっていただいた思いますが、その中で、岐路に立つ特別委員会が十四年三月ですかね、において最終結論を出したことについてお述べになっており

ませんが、それについては委員会全員一致で「合併はすべきではない」という結論を出したということも議会としては事実であります。流れとしてはそれもあります。でそれを受けて、だから委員会において「合併すべきではない」というふうになったから、議会全体もそうだという訳にはいきません。これを受けて議会全体が、この特別委員会の調査をした内容をですね、踏まえた上で議会において議決をするということが流れであります。

しかしながら、前回の議会においてはその結論を延ばしまして、我々議会に引継いだ訳であります。

そういたしますと、その特別委員会の「合併すべきではない」ということに至った、その経緯と、その中におけるところの研究の内容については熟知をした上で、そこで結論に達するというのが、いわゆる小値賀町議会の継続という意味では必要であったわけです。

したがいまして、直ぐに結論を出すべきではないというのが、実は私の考えでありました。

したがって、その勉強する時間を新しい議員さんには必要だと思ったわけでありますから、それで早く『決』をとってですね、で、町長の考えのとおりに行こうじゃないかというようなことについても、早くにそれを急ぐということをしなかった、ということであります。

それは何故かと言うと、その間に議員の皆さんがよくこの問題を理解していただくことを思ったからであります。

で、それをもって結論を出せないじゃないかというのは、ものすごく心外なんです。

実は特別委員会で、委員会の問題だからそれは議会全体の意思ではありませんよ、と言うにしても集中的に専門的にやった特別委員会はかなり重きがあると思っております。

で、そういうふうなことにおいてですね、私は流れとしてはそういうふうにきてるので、先ほど申し上げましたように、議会の能力がないのではなくて、十分にその能力を発揮させるための時間をもったんだというふうに思いますので、私は先ほどの提案理由を、それに引っ掛かるようですけど、これを『是』としないんです。

それは違う、認識が違うということを、私はどうしても言いたい、ということで発言させていただきましたが、その特別委員会の前回におけるところの特別委員会の「合併すべきではない」とした、その問題についてはどのような認識を現在お持ちなのかということを伺います。

**議長（近藤一輝）**　松永議員

**六番（松永勇治）**　私も、岐路に立つ特別委員会の皆さんが作られた内容は見ております。

その時にですね、もうそれは平成十四年の三月にですか、招集された第一回定例会で最終報告がなされとるということでございますので、特別委員会は議会のあれを経てつくられとるわけですから、それを今までですね、そのままにしておるということ、結論を出さないと、いうことはもう大分なるわけですから、これを、委員会の報告をですね、上げてこれをどうするのかというようなことを、まあ私も議員ですから、ここで言うのはちょっとおかしいと思いますけれども、そういうなことを踏まえて今までの全協とか、この問題を進める上においてですね、もう少し早い結論が出されるべきではなかったのかと私は思いまして、まあ特別委員会のご苦労と、それとその内容につきましてはですね、本当によくいろいろと勉強されまして一生懸命やられていることにつきましては私はもう敬服を感じております。

そういうことで、今回、提案させていただいたわけでございます。

十分、その特別委員会の内容につきましてはですね、承知しとりますけども、その委員会報告を生かした、まあ少し早い、結論が出ないでいるということに、私は疑問をもっておるわけでございます。

**議長（近藤一輝）**　ほかに質疑はありませんか。

**十一番（黒崎政美）**　私は提案理由を聞いておりまして、これが住民から出された条例案だったら提案理由は十分理解できます。

と言うのは、先ほどから伊藤議員・立石議員が言われるように、行政の方は知りませんけれども、「議会の対応能力の云々…、」という言葉が入っております。住民がそういうことを言われて、提案理由の中で言われるなら十分私は言われても仕方がないんじゃないかっちゅう面ももっております。

しかし、議員自らが対応の能力のまあ欠如と言いますか、それがないんだと、自分達がそれを認めたと、そんなら自分達で決めわえんけん、住民に投げ返すよと、我々は選挙で選ばれて決定する資格があるわけです。だから、先ず住民から出された提案理由なら甘んじて受けようと思いますけれども、同僚議員から出された時に、それを簡単に認めるわけにはいかないと、いうふうに私は思います。

そもそも私は住民投票そのものは否定的でありますけれども、住民から出されたなら何とかせんば如何かな、ちゅう考え方も片っ方にはもっとるわけです。

黒崎議員

私は議員から出すべきではないと、それと今時期が悪い、どういうことかと言いますと、この前、住民の署名がありましたね、それを受けて町長は宇久・佐世保に付議してるわけですよね、今やることとして大体六十日位いりますか、佐世保・宇久がそれを議会に付議するか、しないか、したとしてもそれよりも後になるわけです、この結果はですね…、

だから住民投票をする意味合いがないんじゃないかと、議員自らがやってするにはちょっとタイミング的にもおかしいんじゃないかと…、

それと、これは条例案なんですけれども、お尋ねします。

投票方式、投票効力の決定かな、ここで言うと十四条よりも前にですね、投票率か投票が過半数なければ開票しないちゅうのが殆んどの条例案の中にはあるわけです。これには書かれておりません、とういうことは、一〇％でも二〇％でも有効投票にするのかと、それで民意を問うのかと…、

私も早く見ればよかったんですけど、今朝当然載っとるもんだと思って見たところがそれがないと、そこの辺は後で付け加えてもらっても結構だと思いますけれども、その点のことはどうお考えですか。

もう五〇％満たなければ普通開票しないのかと、それ以下でも、一〇％でも二〇％でも、満たなくても、もうそれでその『可否』を決めてやるのかと、だから別にないから、どういうそこら辺のことを、どういう意思が働いたのかちゅうことをお尋ねいたします。

間違っていれば、「いや、ちょっと私が入れそこないました」と、それでも結構です。

**議長（近藤一輝）**　松永議員

**六番（松永勇治）**　先ず一点のですね、議会が出すのはおかしいと、先ず住民からの盛り上がりが必要だというお話でございますね、そした場合ですね、私達が議会においてですね、議会の意思をですよ、出し切らずに住民がこれが盛り上がって住民からのちゅうことになると、反って私は黒崎議員の言われることとは逆に議会のあれを問われると、私はそういうふうに反対に考えております。

それから住民の投票率の五〇％を超えない場合はということは、これは各町ともですね、恐らく住民の半分が参加しないのにその半分だけで決めるちゅうわけにはいかんわけですから、これは私は五〇％以下の半分に投票が達しない場合はですね、これはもうちょっと開票しても、これ価値がないというふうに考えております。

で、ここに揚げていないちゅうのが、まだ規則を私はよく見ていないんですけど、これ規則はもちろんこの条例案が制定されますとですね、投票は選挙管理委員会で行いますので、町長がですね、選挙管理委員会に委任したり、いろいろな開票の方法とか、選挙を執行するのでございますので、その中で謳われるものかなあと、そういうに考えておったわけでございます。

以上でございます。

**議長（近藤一輝）**　ほかに質疑はありませんか。

**十番（立石隆教）**　先ほどの、黒崎議員の質問に対する答弁に対してでございますが、むしろ議会からこういうものを出さなければ、むしろその議会としては怠慢だみたいなことをですね、おっしゃいましたが、そのことはですね、ちょっと違うなと思うんです。

立石議員

と言うのは、これを出す前提になっている提案理由の中に、「対応能力についての指摘がある」と、つまり今黒崎議員が言ったのは、このことを認めること、自分で認めることですよと、議会自体が自分で認めることですよ、ということを言ってるわけですね、それで良いのかっという問題と、それから住民の意思をここで聴こうじゃないかということは、それは議会が積極的に我々の議論を進めるために必要なんだというのとは、違うでしょ。

対応能力がないから聴きます、ということと、我々が今議論を進めている中に参考意見として聴きたいんだということとは違うでしょ、そこを先ほどの黒崎議員は言ったんです。

だから片っ方の「聴くことは悪いこっちゃないじゃないですか」って言いながら、片っ方の「対応能力が欠如」って言われていることについて、それ認めるのか、っていう問題については提案理由のことがあるから、そのことを言ってるんですよ、そのことに触れてなければ別なんですけども、そのことが提案理由に触れられてるから、それでやるのはむしろおかしいと、対応能力がないちゅうなら総辞職した方がいいじゃないですか、そういうことになるんですよ、結論的には…、

対応能力がないから民意を問いましょうじゃないんですよ、民意をとるということは、また選挙することですよ、

私はそう思う、そのことについてちゃんと答えていない、更に聞きます。

**議長（近藤一輝）**　松永議員

**六番（松永勇治）**　どうも私がここで、提案理由の中でですね、「住民から行政・議会の対応能力が指摘される中で…、」

ということが非常に引っ掛かっておるようでございます。
それでですね、私は住民の側から見た場合に我が身にそういうな気持ちがいたしましたので、揚げとりまして、議員皆様がですね、能力がないちゅうなことで申し上げたわけでございませんけれども、その点を非常にあれされとるわけですので、私のもし、この提案理由の中でのこの分がですね、非常にあれであればですね、お詫びを申し上げます。
以上です。

**議長（近藤一輝）**　立石議員

**十番（立石隆教）**　それでは条例案のことについてお伺いをします。
第三条の二項でありますけれども、「町長は、市町村合併に関する事務の執行にあたっては、地方自治の本旨に基づき住民投票の結果を最大限尊重するものとする。」、この地方自治の本旨とは、どのようなことを指しているんですか。

**一番（加山雅徳）**　議長、休憩の方、お願いします。

**議長（近藤一輝）**　しばらく休憩します。

―休憩　午前十一時四分―

―再開　午前十一時十五分―

**議長（近藤一輝）**　再開します。

**六番（松永勇治）**　先ほど、立石議員の質問にお答えいたします。
この本条例の、第三条第二項に掲げてあります、地方自治の本旨ということでございますけれども、住民自治と団体自治のことだと考えております。

**議長（近藤一輝）**　ほかに質疑はありませんか。

**十番（立石隆教）**　先ほど、規則については町長が制定するっていうことで、例えば十条とかですね、十一条等に、例えば十条では「町長が規則で定める」、或いは十一条では「規則で定めるところにより、」というふうに書かれております。
また十七条では「規則で定めるものとする。」というふうに出ておりますが、これは町長が作るんだということでありますけれども、議員のお考えに沿わない形での規則を作られても困ると思うんですが、ある程度こういう形で作るというようなものも添付された方が良いのではないか…、

例えば、恐らく議員は選挙に関することは既に規則があるから、それに則れば良いんじゃないかとお考えであるかも知れないと思うんです。

そうであれば、「町長が制定する。定める。」って言わなくて、現行の選挙管理に関する規則ということでの表現の仕方でも良いのではないかと思うんですが、その辺はどうでしょうか、ほんとにこのまま条例を作ってですね、町長に後は任せるで、大丈夫なんでしょうか。

**議長（近藤一輝）**　松永議員

**六番（松永勇治）**　もちろんこの条例の中の、十七条にですね、「この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定めるものとする。」ということでございますので、この規則についてはですね、もし条例が通ればですよ、制定がされればですね、これは執行部とですね、事務局の局長あたりも入れてですね、規則を定めたいと、ただ町長だけにお任せするちゅうことじゃなくてですね、ということです。

そういった住民投票条例の規則は、地方自治法の第十五条の規定に基づきまして町長の権限に属する住民投票でございます。

それで住民投票の管理・執行に関する事務を選挙管理委員会にして執行するなど、条例制定に伴いまして町長が施行に関し、必要な事項を定めて住民投票条例施行規則を整備して公布・施行するということになっとりますので、この内容につきましてはですね、ある程度の決められた規定がございますので、それに沿いまして、また小値賀町では小値賀町なりの規則で定めることもあるでしょうし、そういうこともお話し合いをしながらですね、定めなければならないというふうに考えております。

**議長（近藤一輝）**　立石議員

**十番（立石隆教）**　それでは、第一条の『目的』のところでお伺いをいたします。

先ず、条例を審議するところの着眼点といたしまして第一番目に必要なものは、何の目的で制定されるのか、ということであります。

で、ここに目的として「小値賀町が佐世保市・宇久町と合併することの可否について、」ということ、そしてそれについての「町民の意思を確認することを目的とする。」と書かれております。

まあこれが目的ということでありますが、しかしこの目的の前提が果してあるのかどうか、ということを私は疑問に思います。

それは、宇久町と佐世保市と小値賀町が合併について協議をし、尚かつ今後合併について、はっきりした意思表示をしていただきたい、或いはそういうものをしなければいけないなあと、いうような段階が迫っている、そういう時にこそ、この目的は生きてくるものと思われます。

しかしながら、事実を申し上げると、十月の二十八日の任意合併協議会において、我々小値賀町は任意合併協議会から辞退をせざるを得ない状態になったことは議員もご承知のとおりだ、というふうに思います。

ということになれば、合併についての協議が継続しておりません、継続しているということが前提で、それについてさあ態度をどうしようかという時において民意を問おう、ということは生きてくるわけでありますが、合併についての協議がなされていない段階で、この第一条の目的が実は希薄になるのではないか、つまりこれで合併をしましょうというふうになったところで、佐世保市・宇久町は果してそれを受けるのか、受ける可能性が非常に『ゼロ』に近い、或いはゼロであるならば、この条例案は何の意味ももたないと、いうことになると私は考えます。

そこでですね、「じゃそんなことないよ」と言うかも知れませんので…、

私は任意合併協議会十月二十八日の委員として出席した者としてですね、

「こうした民意を問うチャンスをもらうためには、法定合併協議会に入るかどうかを各議会で付議していただいて、それで結論を出さしていただきたい。」ということを、その協議会で申し上げました。それが通っていれば、当然そこまでの期間の内に、例えば一ヶ月か一ヶ月半の内にですね、民意を問うてそして議会としての結論を出しましょうということは大いに私は理解できます、

しかしながら、その私の提案について光武市長は、「一つの意見としては承っておきます」ということで、一蹴をいたしました。すなわち、そのような形をとらないんだということを申したわけであります。

更に、田中宇久町町長は、「立石議員のいま言われました案につきましては、私はいかがなものかなと、反対を唱えさせていただきたい。」、こういうふうに明確におっしゃっています。

更にですね、光武市長は、我が近藤議長が提案をした、「もう少し時間をいただきたい。」いうようなその民意をですね、

問うて、「住民発議等もあってますので、もう少し時間をいただきたい。」というようなことを申し入れたことに対してですね、どのように言ったかと言いますと、「一旦協議会を継続しないということを決めた以上はですね、その後の展開について予断をもって申し上げることはできない。」というふうに答えております。

すなわち、それについて少しでもですね、考慮する可能性があるような発言では私はないというふうに認めました。

そして我々対して「みなさまの意見の一致の通り、その意思のある宇久町とは今後も協議を進めていきたい。そして、小値賀町に対しましては、誠に残念なことではありますけれども、今回、今日をもちまして任意合併協議会をご辞退いただいて新しい枠組みで進んで参りたい。」、こういうふうに述べられております。

そういう状況の中で、住民の意思を問うということが果してどれだけの意味合いを持つのだろうか、ということを非常に疑問に思います。

そのことについては、どのようにお考えでしょうか、伺います。

**一番（加山雅徳）**　議長、ちょっと動議求めます。

**議長（近藤一輝）**　はい、しばらく休憩します。

―休憩　午前十一時二十六分―

―再開　午前十一時四十五分―

**議長（近藤一輝）**　再開します。

議事進行に支障をきたした発言がございました。

一番・加山議員に注意をしておきます。

**一番（加山雅徳）**　私の発言が悪かったということであれば、ここで訂正します、あやまります。

ただ、私もものの言い方は悪かったかも知れませんが、私なりに発言したつもりであります。

ひとつそこら辺ご了解お願いします。

**議長（近藤一輝）**　松永議員

**六番（松永勇治）**　先きど立石議員の、この条例の目的でですね、佐世保市・宇久町との合併の可否ということでありますので、私もその時出席しておりましたが、十月二十八日には任協を脱退したと、まあいろいろ光武市長、それから宇久の町

長、そういう方々の言われたことは今立石議員さんの方から説明がありましたので、省略いたしますけれども、住民発議によったあれによって町長はどちらにも一応付議をお願いしとると、いうことでございますので、まあ先々どういうふうなことになるかも判りませんけれども、もし条例が制定されますならばですね、きこん良く佐世保市・宇久町にもですね、私が一人じゃございませんけど、これが成立した場合はですよ、きこんよく、その目的が達成出来るように努力して行かなければならないのじゃないかと…、

今の状況では法定合併協議会にも入っておりませんし、あれでしょうけれども、まあ住民の意向とか、そういうなことでこの結果が出ますればですね、そういうなことで一生懸命努力しなければならないんではないかと、そういうに考えております。

以上です。

**議長（近藤一輝）** ほかに質疑はありませんか。

**八番（伊藤忠之）** 私としては最後に一回だけ質問させていただきます。　伊藤議員

先ほど、法定合併に入るための住民発議がですね、佐世保に小値賀町長が十一月の六日やったですかね、付議されております。その中で、また九十日以内ということで、また佐世保市・宇久町がまだ議会に付議しておりません。で、それが九十日となりますと、大体二月の始めぐらいかなということになります。

もし、今回の条例案がですね、可決されたとした場合ですね、まず議長が町長に三日以内に報告をしまして、町長とすれば二十日以内に大体条例を施行してですね、で、その日にちが何日になるか、先ほど立石議員からも質問がありましたけども、この条例案では四十日になっております。

ところがですね、私の資料によりますと、条例の施行日から九十日という町村もあるわけですね、これはまた先ほど松永議員さんも言われたとおりに、町長と住民に十分に審議をしていただきましてね、四十日になった場合、合わせて六十日にかかるわけですね、そうすると、やっぱり先ほど佐世保市・宇久町に付議しております、法定合併に入るための住民発議よりも、ちょっと遅れるんではないかと、いう可能性があります。

そのことに関して、もしも遅れた場合に、先に条例案が可決して住民投票に入る前に、佐世保市から、と宇久町からもしも付議されなかった場合にはどのように対応するのか、最後にお聞きしたいと思います。

**議長（近藤一輝）**　松永議員

**六番（松永勇治）**　今の質問は二点だったと思いますが、先ず九十日あるところもあるということですけれども、この条例はですね、投票日の翌日から起算して九十日以内を経過した日、これはもう結果的に投票をした日から条例は消滅するんだということでございます。

ですから、これは附則の方で謳われておりますけど、この四十日ちゅうのは今までの各町の、こういうな条例をされた場合には、それを一応参考にして作っとりますので、そういうになっとりますけれども…、

それと、もし付議されなかった場合にはどうするかということですけれども、付議されなかった場合には、もう佐世保・宇久町が付議しなかった場合はですね、これはもうはっきりと決まっとりますので、最終的には議会が決めることでございますけれども、まあそういうなことがないように一つ努力していただきたいと、もし条例が制定されればですね、

それで、そこの先まではちょっと私は今のところは考えておりませんけれども、良い方に行くように、この条例の制定された場合はですね、一生懸命努力していただきたいと、いうふうに考えております。

**議長（近藤一輝）**　ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

**八番（伊藤忠之）**　発議第二十号、議員提出による住民投票条例案について、二点ほど述べさせていただきます。　伊藤議員

まず、一点目。

目的、第一条。

この条例は、合併することの可否について、町民の意思を確認することを目的としておりますが、町民の意思を確認する、つまり、イエスかノーかを確認するのではなく、小値賀町民の民意を反映した選択をすることにより、将来の住民の福祉向上に資することを、目的としなければならないのではないかと感じられます。

二点目。

住民投票の成立について。
特例法第四条によりますと、住民投票が行われた場合、投票の過半数、つまり投票資格者の二分の一以上の者が投票により成立するものとし、前項に規定する要件を満たさない場合には、手続き終了となっております。
この件は、住民投票の成立に重要なことであり、条例案に明記されないことも指摘されます。
以上、二件を考えてみても、今回、合併することの意思を問う住民投票条例案については、将来の住民の福祉向上を資することを考えた場合、不十分であり、修正動議を出すまでもなく、今回の発議第二十号については、反対をするものであります。
以上です。

**議長（近藤一輝）**　次に、本案に賛成者の発言を許します。

**二番（土川重佳）**　土川議員
東を見れば朝日が昇る野崎島、西を見れば夕日が沈む地平線、素晴らしい小値賀町。
親から子、子から孫に伝えるためには、合併問題は小値賀町の将来を決める最重要な課題であり、住民の意向を明らかにする必要があり、本条例案の制定に私は賛成いたします。
どうぞ、他の議員さんもご賛同お願いいたします。

**議長（近藤一輝）**　ほかに反対討論ありませんか。

**十番（立石隆教）**　立石議員
私は本案に反対の立場で討論いたします。
条例を制定して、住民投票するということは、単に意向調査をするということとは大いに違います。条例制定を審査するにはいくつかのポイントがあります。
まず、条例制定のもっとも重要な点はその目的であります。つまり、条例を制定しようとする場合には、それが何の目的で作られるのかということが重要であります。
本案の場合、目的は佐世保市と宇久町との合併の合否を問うということでありますが、その合否を問う前提は合併の協議が継続している事実が存在することが絶対条件であります。すなわち、本町と佐世保市、宇久町が合併に向けて前向きに協議を進めている事実があってこそ、合否を問う意味が生じるわけであります。
しかしながら、現実は本年十月二十八日の、本町と佐世保市と宇久町との任意合併協議会において、さらに意見集約の時

間が欲しい旨を佐世保市と宇久町に伝えたところ、時間的な制約もあり、任意合併協議会を辞退せざるをえない状況にさせられました。また、その席で佐世保市長は今後の本町の合併への可能性に関して、「一旦協議会を継続しないということを決めた以上は、その後の展開については予断を持って申し上げることは出来ない」と発言し、事実上、その可能性を否定しております。よしんばこの発言を合併の席につく可能性を残したものだと理解したとしても、合併への具体的な手順とそのため必要な時間を考えれば、残された時間はほとんどなく、この条例が仮に制定されて、合併すべしとの結論が出たとしても佐世保市と宇久町が本町を受け入れる可能性はゼロに近いと考えられます。

したがって、佐世保市と宇久町との合併の合否を問う前提の事実が無くなる、あるいは限りなくゼロに近い状況になった今において、本案制定の目的とするところが無意味なものになると判断します。

最初に申し上げたとおり、単なる意向調査ではないのですから、条例制定の要件を満たすことが重要です。

本案はその要件を満たしていないことから、本案に反対するものであります。

よろしくご賛同くださいますようお願い申し上げます。

**議長（近藤一輝）**　次に、本案に賛成者の発言を許します。

**五番（末永一朗）**　私は賛成です。

なぐならば、選挙以来、議会では半年余り、「あーだこうだ」と反対派、推進派も一歩も譲らず今日まで来たと思っております。

これから先のことを考える時に、どこかで区切りをつけて、早く一本化し、前に進まなければならないと考えます。

選挙結果が云々と言われますが、その時は合併云々で結果が出たのではないと、私は思っております。

今日になって、町民がテレビ、ラジオ、新聞などで、国・県の補助金などにより、「合併とは」ということに対して少しずつ解かってきたと思います。

町民あっての小値賀町であれば、町民の意思を尊重するためにも、住民投票条例案を制定して、住民投票をすべきだと私は思っております。

以上であります。

**議長（近藤一輝）**　次に、本案に反対者の発言を許します。

末永議員

岩坪議員

**七番（岩坪義光）**　発議第二十号の、小値賀町が佐世保市・宇久町と合併することの意思を問う住民投票条例案に対して反対するものであります。

提案説明におきまして、町民の意思、意見を確認するため、「小値賀町が佐世保市・宇久町と合併することの住民投票に関する条例」を制定し、民意を明らかにするためとの説明がありますが、今年の三月、前町長は、任意合併協議会の中間報告をしながら、「合併しなければやっていけません。」と各地区の住民に説明して廻られ、その時、いくつかの地区の町民と合併についての意見をやり取りし、激論になった地区もあります。そういう説明会をした後に、町長の選挙があり、合併賛成と合併反対が明らかに争点になった、選挙になったのであります。

そのような中、今の町長が当選したわけであります。

町民が選択したのですから、結論はついたと思います。

よって、発議第二十号には、私は反対の態度を表明して終わります。

以上です。

**議長（近藤一輝）**　次に、本案に賛成者の発言を許します。

**一番（加山雅徳）**　私は、住民投票条例案に賛成の立場で討論いたします。

ただいま、何人かの議員から幾つかの理由を掲げての反対討論でありました。

もちろん、私も単独については反対したくありません。

しかしながら、今後、十年、二十年後の小値賀町を展望するに、あまりにもプラス要素が少なすぎる中で、単独としての生き方に私は限界があると思わざる言えません。

したがって、今回、町民の意思を聴いて、その結果で小値賀町の将来を決めるべきだと私は思います。

どうか同僚の各議員のご賛同を切にお願いするものであります。

**議長（近藤一輝）**　次に、本案に反対者の発言を許します。

**三番（小辻隆治郎）**　私は、住民投票条例案の制定に反対いたします。

理由は、一つに、条例制定を行う過程において、只さえ二分している町の動向に油を注ぎかねないこと。

二つに、町の財政的根拠がしっかりしているのに何も合併を目的とする条例を制定する必要がないこと。

加山議員

小辻議員

三つに、地方分権が叫ばれている中で、自律することが求められております。
今、役場の若手を中心にして、自分の町のことは自分たちの手でという、気運が盛り上がっております。この気運を町政の様々な分野で具体的な形にしていくことが、早急に求められております。
合併を目的にした条例案の制定を求めることは、この流れにサオさすことにほかなりません。
以上、三点の理由をもって反対意見とします。

**議長（近藤一輝）**　次に、本案に賛成者の発言を許します。
ありませんか。
反対者の意見もありませんか。

**議長（近藤一輝）**　討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから、発議第二十号、小値賀町が佐世保市・宇久町と合併することの意思を問う住民投票条例案を起立により採決します。
おはかりします。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
（賛成者起立）

**議長（近藤一輝）**　起立少数です。
したがって、発議第二十号、小値賀町が佐世保市・宇久町と合併することの意思を問う住民投票条例案は、否決されました。
しばらく休憩します。

―　休　憩　　午　後　十二時　五　分　―

**議長（近藤一輝）**　再開します。

―　再　開　　午　後　一　時　十四分　―

**日程第七、発議第二十一号、専決処分事項の指定についてを議題とします。**

局長に議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

**議長（近藤一輝）**　本件について趣旨説明を求めます。

**七番（岩坪義光）**　岩坪議員

本件につきましては、今後、市町村合併により、長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数が増減することに伴い、規約変更を順次行うこととなるが、合併の期日、定例議会の開催時期、総務大臣許可に時間を要すること等の理由により、専決処分の指定をするものであり、本件を提出いたします。

地方自治法第百二十二条及び小値賀町議会会議規則第十四条の規定により、本件を提出します。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

これで提案理由の説明を終わります。

**議長（近藤一輝）**　これで趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、発議第二十一号、専決処分事項の指定についてを採決します。

おはかりします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　異議なしと認めます。

したがって、発議第二十一号、専決処分事項の指定については、原案のとおり可決されました。

**日程第八、発議第二十二号、総務文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査・審査についてを議題とします。**

総務文教厚生常任委員長から、会議規則第七十五条の規定によって、お手元に配りました委員会の特定事件調査事項について閉会中の継続調査・審査の申し出があります。

おはかりします。

総務文教厚生常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　異議なしと認めます。

したがって、総務文教厚生常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることに決定しました。

**日程第九、発議第二十三号、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査・審査についてを議題とします。**

産業建設常任委員長から、会議規則第七十五条の規定によって、お手元に配りました委員会の特定事件調査事項について閉会中の継続調査・審査の申し出があります。

おはかりします。

産業建設常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　異議なしと認めます。

したがって、産業建設常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることに決定しました。

**日程第十、発議第二十四号、議会運営委員会の閉会中の継続調査・審査についてを議題とします。**

議会運営委員長から、会議規則第七十五条の規定によって、お手元に配りました委員会の特定事件調査事項について閉会中の継続調査・審査の申し出があります。

おはかりします。

議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることに決定しました。

**十番（立石隆教）**　議　　長

**議長（近藤一輝）**　立石議員

**十番（立石隆教）**　動議を提出いたします。

住民投票条例案の審議の中で、議会としての態度がはっきりしないことが、住民の心配を生んでいる一つの要因であるとの発言は、私も理解を同じくするところであります。

そこで、今回、議会の意思を明確にするべきではないかと考えます。

町長が態度を表明しているように「今回は合併はせず、単独でやっていく」ということについて、議会の賛否を表決によって図っていただきたく、よろしくお取り計らいをお願い申し上げます。

**議長（近藤一輝）**　ただいま、立石議員から動議が提出されました。

この動議は、所定の賛成者がありますので、成立しました。

しばらく休憩します。

―休憩　午後一時二十一分―

―再開　午後一時三十一分―

**議長（近藤一輝）**　再開します。

小値賀町が合併せずに単独でいくことの表決についての動議を日程に追加し、追加日程第十一として、議題とすることに

ついて採決します。

**六番（松永勇治）**　議長、休憩。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　しばらく休憩します。

―　休　憩　午　後　一　時　三十一分　―

―　再　開　午　後　一　時　三十二分　―

**議長（近藤一輝）**　再開します。

この採決は、起立によって行います。

この動議を日程に追加し、追加日程第十一として議題とすることに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

**議長（近藤一輝）**　起立多数です。

したがって、この動議を日程に追加し、追加日程第十一として議題とすることは、可決されました。

**追加日程第十一、小値賀町が合併せずに単独でいくことの表決についての動議を議題とします。**

立石議員

**十番（立石隆教）**　本案について提案理由の説明を求めます。

小値賀町議会において平成十三年以来、市町村合併問題については、多くの時間と広範な情報収集及び議論を重ねてまいりました。平成十四年三月の、岐路に立つ小値賀を考える特別委員会が、「合併せず」の結論を出したまま、本議会の態度を決定せずに今日に至っております。佐世保市・宇久町との任意合併協議会での、研究すべしとの意見を取り入れ、十月二十八日までやってきたところは承知のところでございます。

そして、現在のような事態に至っておるわけでございます。今回、住民投票の条例案等が審議されましたが、その中でも議会においての態度がしっかりと決められていないということが、住民の不安を招くということの指摘もございました。

そこで、ここにおいてですね、議会の意思の決定するべきではないかと考え、ここに町長が態度を表明されているように今回の合併に関しては、合併せず単独で行くことの賛否を問うことを、議題として採決することをお願いしたいと思います。

以上です。

**議長（近藤一輝）**　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

**十一番（黒崎政美）**　ただ今の趣旨説明で、あらかたは解かりました。

が、「今回は合併せず」、この意味合いがよく解かりません。

そこで、「今回は合併せず」の意味はどうなのか、説明をお願いします。

黒崎議員

**議長（近藤一輝）**　立石議員

**十番（立石隆教）**　ただ今、問題になっておりますのは、現行の合併特例法においての平成十七年三月までの期限を切ったところの合併問題が議論されてるところでありますので、少なくともここまでにおいて合併するか否かということについての意味でございます。

したがいまして、その先に国の動向がどうなるかということもありますし、「永久に合併せず」と言ってても、それはいたしかたない状況も生まれるかも知れませんが、少なくとも今の時点の合併特例法の期限切れ、新法に入るまでの期限切れの、十七年三月三十一日までを想定して、「今回」というふうに私は言っております。

**議長（近藤一輝）**　ほかに質疑はありませんか。

松永議員

**六番（松永勇治）**　今、この重要課題についての動議が成立したわけでございますけれども、私としては提出者もかねがね言われてるとおりですね、十分住民の色々なあれを把握したり、そして議会でも十分協議をすると、で、私が出したあれによって、「はっきりしない」というなことで、こういうなことをされたのかも分かりませんけれども、もう少しですね、動議によってこれを決定するちゅうことは、私はちょっと時期早々じゃないかなと、考えとるわけですけれども、あまりにも動議としてですね、取り扱うべき問題じゃないんじゃないのかなと、私は考えますが、そういうことで今の動議に対して反対いたします。

**議長（近藤一輝）**　しばらく休憩します。

―　休　憩　　午　後　一　時　三十八分　―

―　再　開　　午　後　　一　時　三十八分　―

**議長（近藤一輝）**　再開します。

**九番（横山弘蔵）**　横 山 議 員　立石議員のですね、今回の動議について私も少し驚いておりますけれども、先ほどのですね、住民投票条例の案件についてですね、先ほど否決されましたけれども、その中で、今、住民発議で出ております佐世保と宇久に対するですね、返答が出ていないというのも一つの反対の理由として上げられておりました。

今回、今度は「合併するかどうか」という、はっきりした議会としての意思を表したいということでありますが、今、佐世保と宇久に出しているですね、申請している議会に付議するかどうかのですね、答えが出ていないこの時に、この問題をですね、相手にどのような感じで伝わっていくかですね、その辺の影響についてですね、提出者の立石議員はどう思っておられるか、意見を聞かせていただきたいと思います。

**議長（近藤一輝）**　立 石 議 員

**十番（立石隆教）**　私もおっしゃるとおりですね、そのことが一番頭に引っかかっております。

しかしながら、何故この時点でこういうものを出したかということにおきましての説明をさせていただきますが、それはもし仮に、今、佐世保市と宇久町に意見を照会しておりますが、そちらの方が議会に付議をしない、或いは議会において否決をする、いうことか生じた時に、我々の議会におけるところの正式な表決をする場がなくなるんです、議会において、この問題、つまり法定合併協議会を設置するかどうかということを上程されてくれれば、我々の意思を表明する時が、その後には来るはずです。

しかし、もし否決、或いは付議されなかった場合においては、我々の議会がどこで我々の議会の意思を表明するのか、という場が無くなるなあと、いう思いもありました。

そこで、「どっちだ」ということで考えましたけれども、今、意見照会をしているのは住民から出された発議についてであります。町議会で出した発議ではない、というふうに私は判断をいたしました。

したがって、町議会は町議会で独自にこの問題についての態度を表明するということは、あってもいいのではないかと、いうふうに考えた次第であります。

以上です。

**議長（近藤一輝）**　ほかに質疑はありませんか。

**一番（加山雅徳）**　加山議員

今の立石議員の方にちょっとお伺いしますが、横山議員と一緒みたいな質問になると思いますけど、一応、合併を考える会の分が一応町長の方から、光武市長、そいと宇久の町長の方に付議しとるわけですが、まだ法的に約十一月の四日か六日か、そこら辺まあ定かではなかですけど、町長の方が付議しとるということであれば、それから九十日以内に付議するかどうかの返答をすると、いうことになればですね、大体私のこの頭の中ではですね、市長が付議する、付議せんの結果が出る前に、この議会で今立石議員が言われたとをするというのは、ここで「単独で行くことについて表決をとる」というのは、ちょっと時期早々でもあるし、法的にそれが果して通るのか通らないのか、そこら辺をしっくり、そりゃあもう法的のところの話ですから、議会では出来んとじゃないかなあと、私は思います。

そういうことで、一応付議をする、せんちゅうのを待ってからじゃないと、私はちょっとどうかなあという気がしますけど、そこら辺如何でしょうか。

**議長（近藤一輝）**　立石議員

**十番（立石隆教）**　もともと他の町村を見てもそうですけれども、議会において合併問題について、例えば、法定合併協議会に入るか否かという時に、議会が否決をしたという時に対して住民発議でもう一度法定合併協議会を設置することをですね、復活させることが出来るようにしたのが、この住民発議の法令であります。

したがいまして、例えば、ここで議会の意思を決定したとしても、その後、それを聞いた住民たちが、「いや、それは困る」と、「法定合併協議会は設置すべきだ」と、いうことで動くのが本当は筋なんですね、

ですから、我々が意思を決定した後に、もう一度その問題をこの議会で討議するということは在り得ることです。そこにおいて結果が変わることもそりゃ当然在り得ることだろうと思います。

ですから、手順の上から言っても何も問題はない、私は思っております。

以上です。

**議長（近藤一輝）**　ほかに質疑はありませんか。

**一番（加山雅徳）**　動議で、ちょっとよろしいですか、休憩をお願いします。

―　休　憩　　午　後　一　時　四十五分　―

―再開　午後　二時　五分―

**議長（近藤一輝）**　再開します。

ほかに質疑はありませんか。

**十一番（黒崎政美）**　立石議員の今回の動議は、私は基本的には賛同するところでありますが、果してこれを表決してどうなるか判りませんけれども、もう合併しないと、議会の意思として合併しないとなった時に、どうなるのか、と考えると、佐世保市あたりが「ほ～れ、みたことか」と、あの市長は議会は組長の付属機関だと、追認機関だぐらいしか考えとらんあの市長は喜ぶだけですよ、「ほ～れ、あんとき辞退させてよかろうが…」と、それは癪に障ると…、

となった時に、我々もちょっとジレンマがあるんですけれども…、どうすればいいか…、

それと、表決した時に小値賀の町民はどうなるのか、となると、本来の町民の動き、他町村の合併の是非云々というような、あの騒ぎにまた元に戻るんじゃないかと、いうことが懸念されるわけですね、

だから、今のまんま質疑ずうっと続けていっとったら表決までもっていかねばならないと、ならばどうするかと…、

提出者にもう取り下げてもらうと…、

だから、このままいったらずうっと質疑いったら、表決までやって決めるべきだと思いますよ、しなければならなんと、後のこといろいろ考えて、恐らく各議員も突然なことで考える余裕がまだなかったろうと、いうふうに考えるわけですよ、

それと、先ほど合併は平成十七年の三月までだと、現行法の切れるまでだと、だから私としては基本的に現行法が切れても、その後も、未来永劫、合併しちゃいかん、基本的にそういう考え方をもっとる議員もおるわけですよ、

だから私は表決する、しないじゃなくて、せっかく出して、提出した立石議員も「おれ、嫌ばい」っち思うじゃけれども、そこんところをね、我慢していただいて、いろいろと議員にもそれぞれの思いが、後起こるであろう町民の混乱とか何とか考えるよりも、じゃあ暫く待っとこうかと…、

もう今回が最後のチャンスだということは十分解っとります。今日しかないと…、

だから、私は説明不十分で納得いかせるだけの語意ももたないし、勉強不足で大変申し訳ないけれども、提出者に動議を取り下げてもらうと、いう方法が一番いいんじゃないかと、いうふうに思います。

**議長（近藤一輝）**　立石議員

**十番（立石隆教）**　おっしゃるとおりのことも私も自覚をしております、理解をしております。

しかしながら、今日の条例案の審議の過程の中で、やっぱりいつまでも態度をはっきりしないということが、やっぱり住民の不安を招くということも一つの意見として住民にある、ということも私は理解をします。

したがいまして、その意味において「ここではっきりしましょう」ということは、さほど無茶苦茶な提案ではない、と思っておりますので、私から提案を取り下げるつもりはありません。

**議長（近藤一輝）**　ほかに質疑はありませんか。

**九番（横山弘蔵）**　立石議員に少し聞いてみたいと思いますけども…、

横 山 議 員

今回、立石議員の出した動議のですね、意味においては私も十分理解するところであります。

しかし、この動議のですね、内容の案件からして慎重を要してですね、小値賀町の本当の未来をですね、決するには審議する時間が少し足りないのではないかという気もいたします。

日頃、確かに「合併する・しない」のですね、議論はしておりますけども、私は前からも言ってるとおり、合併には全く賛成でありません。だから今度の案については、自分の態度を表明していいと思いますけども、十二名の議員がいる中でですね、やはりもっと決するためにはですね、議論を尽くしたいとか、それから色んな協議会において、もっと自分の考えをみんなに訴えたいとかですね、多分このような急な場ではですね、自分の意見をしっかり言えない方も多々いるかと、私は失礼かと思いますが、そう思います。

よってですね、今回の案件を一応上程はしましたけども、表決にもって行くまではですね、今回は見合わせていただいて、もう少し全員がですね、議員みなさんが自分の気持ちをはっきりと表明できる時間をも少しいただきたく、その件についてのですね、考えをみなさん含めてですね、もう一度考え直してですね、表決を先に延ばしてでもですね、良いのではないかという気もいたしております。

どうか寛大な気持ちをもってですね、今回、十分議員みなさんの気持ちを察していただいて表決に至らない方法をですね、どうか探っていただければと思いますが、これは立石議員にも、また、議長にもお願いしたいと思いますけども、よろしくお願いします。

立石議員の考えをですね、その辺についてどう思うか、ご意見を聞かせて下さい。

**十一番（黒崎政美）**　議　　長

**議長（近藤一輝）**　黒崎議員

**十一番（黒崎政美）**　私は全く反対です。

もう本人が「取り下げない」ということになれば、論議はまだまだ深めるべきだと言っておりますが、貴方たちは選挙の時に「合併賛成だ」・「反対だ」とはっきり分かれて選挙してきました。

もう既に何ヶ月も経っております。表決までやるべきです。もうそういう猶予はありません。

私は、今回、表決に至らないようにするには、彼が動議を取り下げてもらうしかないと思います。

取り下げないでいろいろやるなら、今はっきりと表決すべきです。

私は選挙の時には、どちらとも言いませんでしたけれども、貴方方は「賛成だ」・「反対だ」と、はっきり言って選挙民の票をいただいたわけです。

もう論議が尽くされるとか何とか、何の理由もありません。一つの理由にもなりません。

よって、今日、取り下げない限りは表決をすべきです。

**一番（加山雅徳）**　議　　長

**議長（近藤一輝）**　加山議員

**一番（加山雅徳）**　休憩お願いします。

**議長（近藤一輝）**　しばらく休憩します。

―休憩　午後二時十五分―

―再開　午後二時三十六分―

**議長（近藤一輝）**　再開します。

**六番（松永勇治）**　議長、動議。

**議長（近藤一輝）**　松永議員

**六番（松永勇治）**　動議を提出いたします。

ただ今の、立石議員から出された動議の案件につきましては、重要な問題であり、継続審議として取り扱われるよう希望

いたします。

**議長（近藤一輝）**　ただ今、松永議員から慎重審議すべしという提案がなされました。

この動議を採決したいと思います。

賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

**議長（近藤一輝）**　賛成多数です。

したがいまして、継続調査・審査といたします。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了しました。

これで、平成十五年小値賀町議会第四回定例会を閉会します。

―午後　二時三十七分　閉会―